

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

⇩ 株式譲渡所得の申告の注意点

Q : 私は昨年中に上場株式を証券会社を通じて譲渡し、譲渡益が出たため所得税の確定申告をすることになりました。何か注意する点があれば教えてください。

A : 平成14年分については源泉分離選択課税・100万円特別控除の適用があります。また、平成15年分から適用される特例を適用しないよう注意してください。

【解説】

株式等の譲渡所得については、他の所得と分離して、収入金額から取得費と譲渡費用を差し引いた譲渡益に対し、20%（ほかに住民税が6%）の税率で課税されます。

平成14年分までは源泉分離選択課税の適用があり、源泉分離課税を選択したものについては確定申告はできません。また、所有期間が1年を超える上場株式等については、譲渡益から最高100万円を差し引くことができます。なお、源泉分離選択課税・100万円特別控除は、平成15年分からは廃止となります。

また、次の特例は平成15年1月1日以後の上場株式等の譲渡について適用されるものですから、平成14年分の確定申告に際して適用しないように注意してください。

- ①平成13年9月30日以前に取得した上場株式等のみなし取得費の特例
- ②上場株式等の軽減税率・長期所有上場株式等の暫定税率の特例
- ③上場株式等の譲渡損失の繰越控除
- ④特定口座制度

